

えひめこどもの城園内周遊自動運転電動カート整備業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名

えひめこどもの城園内周遊自動運転電動カート整備業務

2 業務の目的

えひめこどもの城が「だれもが“愛顔”になれる『冒険』と『やすらぎ』のシンボルパーク」となることを目指し、ロードトレインに代わって園内を周遊する自動運転電動カートを整備する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託上限額

120,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

業務の実施に当たっては、「第2期えひめこどもの城魅力向上戦略」の趣旨を踏まえた上で、次の条件を満たすこと。

なお、下記業務以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

(1) 留意事項

業務にあたり、順守すべき法規制・適用基準等に基づき、必要となる設計等を実施すること。また、業務の進捗に応じて設計図を提出するなど愛媛県に対して中間報告を行い、十分な打ち合わせをすること。

(2) 導入カート

- ・原則的に自動運転での利用が可能な電動式カートとすること。
- ・現在運行している自動運転電動カート（コシロ・カート）の中央制御盤を活用した制御を行うものとし、共用できる電磁誘導システムでの運行を基本とする。
- ・5人乗りカートとし、5台を1班とする3班での運行を基本とするが、導入台数を含めて運行方法を具体的に提案すること。
- ・バッテリーはリチウムイオン電池とすること。
- ・各カートの車体及びウィンドシールドにはラッピングを施すため、必要経費を見積もりに含めること。なお、具体的なデザインは別途決定する。
- ・安全な運行に必要な装備を設置するほか、乳幼児や高齢者、ベビーカー使用者、障がい者等、えひめこどもの城の利用者に配慮した機体とすること。

(3) 走行ルート等

- ・ロードトレイン同様のルートを想定しているが、回り方等について、利便性や安全性を配慮のうえ提案すること。なお、停留所についてはロードトレインのものの継続使用を想定しているが、変更等をする場合は具体的に提案に含めること。
- ・歩行者が安全に園内を歩行できるよう、カートの走行路と分離した歩道を整備するとともに、必要箇所に信号や横断歩道等の必要な設備を設置することとし、整備内容や場所等について具体的に提案に含めること。なお、信号制御についてはセンサー式を基本とし、光だけでなく音でも注意喚起するなど、安全確保に工夫すること。
- ・運行していないときの駐車場所を設定し、充電に必要な設備や防犯施設等必要な整備内容を具体的に提案すること。

(4) 運行・管理

- ・えひめこどもの城利用者の利便性及び安全性に配慮するとともに、えひめこどもの城のスタッフの省力化にも資する運行計画を検討すること。
- ・電気代や部品交換など、20年間で想定される運営・維持管理に係る経費を明示すること。
- ・指定管理者による日常的に実施する点検整備や簡易な補修が可能なマニュアルを作成すること。
- ・指定管理者による運行マニュアルの作成に誠実に協力すること。

(5) その他

- ・本整備に必要な設計等は、本業務に含む。
- ・整備に当たっては、提案を基に、愛媛県及びえひめこどもの城指定管理者（以下、「指定管理者」という）との協議によって決定する。
- ・別途愛媛県が直接または委託して実施する広報等に係る業務について、誠実に協力すること。
- ・その他、内容や進捗状況について、愛媛県、指定管理者、関係機関等と綿密に協議を行うこと。

6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成し、愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求める場合は、速やかに対応すること。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、

受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得た場合は、この限りではない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用权は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護法及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務に従事している者等が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用したとき等は、個人情報保護法第176条又は第180条の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

10 その他

業務の実施に当たっては愛媛県及びえひめこどもの城指定管理者と受託者が協議を重ねながら実施するものである。